

甲斐市景観計画
太陽光発電施設設置行為に対する
景観形成の手引き

甲斐市都市計画課
平成28年3月

1. 太陽光発電施設設置行為に対する景観形成の方針

甲斐市景観計画（平成27年2月策定）の基本理念として、「風土と歴史を尊び、交流と協働で育む「新・百年の景」」としており、ふるさとのかけがえのない美しい景観をもう一度見つめ直し、先人から受け継いだこの景観をみんなで守り、継承していくとともに、多くの人の交流と協働により、甲斐市らしい景観を創造していくことを掲げています。

太陽光発電施設は、甲斐市景観計画を推進するにあたり、軽視できないものであり、市の自然度の高い山岳景観から人々で賑わう都市的景観をはじめ、長い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきた良好な景観の大きな阻害要因になることが予想されます。

しかし、太陽光発電施設等の自然再生エネルギーの積極的活用は市の環境政策としても、温室効果ガス排出量の削減のため、推進すべきものの一つでもあります。

本市は、美しい景観というかけがえのない財産を、大切に守り、育て、後世に引き継いでいくため、景観条例により、一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合は、届出対象行為の「工作物」に位置づけております。また、設置に伴う附属施設についても周囲の景観に調和した設置になるよう協議を行います。

2. 太陽光発電施設設置行為の届出対象

地上へ設置する太陽光発電施設のパネルの合計面積が1,000平方メートルを超える設置行為を届出対象とし、設置に伴う付属設備も協議の対象とします。

3. 太陽光発電施設設置行為の制限及び推奨の内容

◆設置位置及び設置方法等

●設置位置

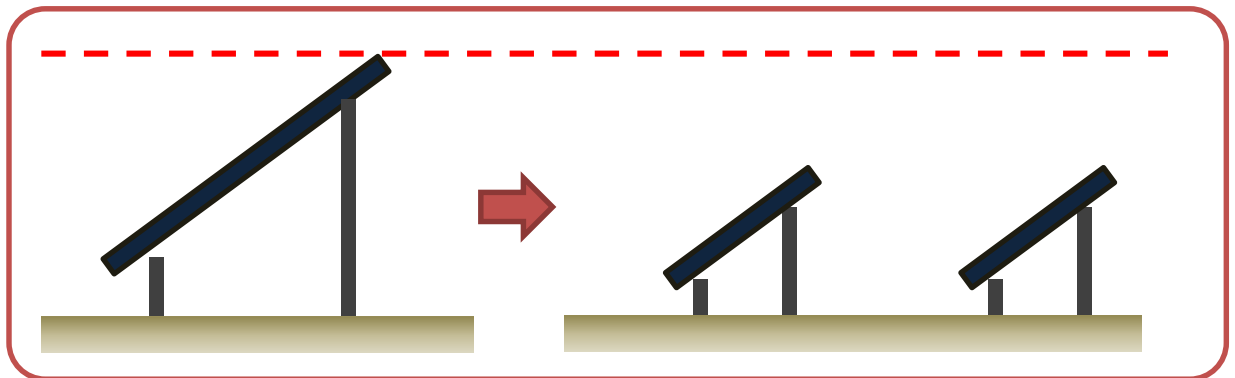
- ① 尾根線上、丘陵地、高台への設置は避ける。
- ② 自然景観及び農業景観の保全のため、山林及び農地への設置はなるべく避けるようにする。
- ③ 景観形成重点地区の候補地（景観形成推進ゾーン）周辺への設置は出来る限り行なわないようにする。

- ④ 主要な眺望点からの俯瞰や山々の眺望を阻害する場所への設置についても、出来る限り行わないようにする。

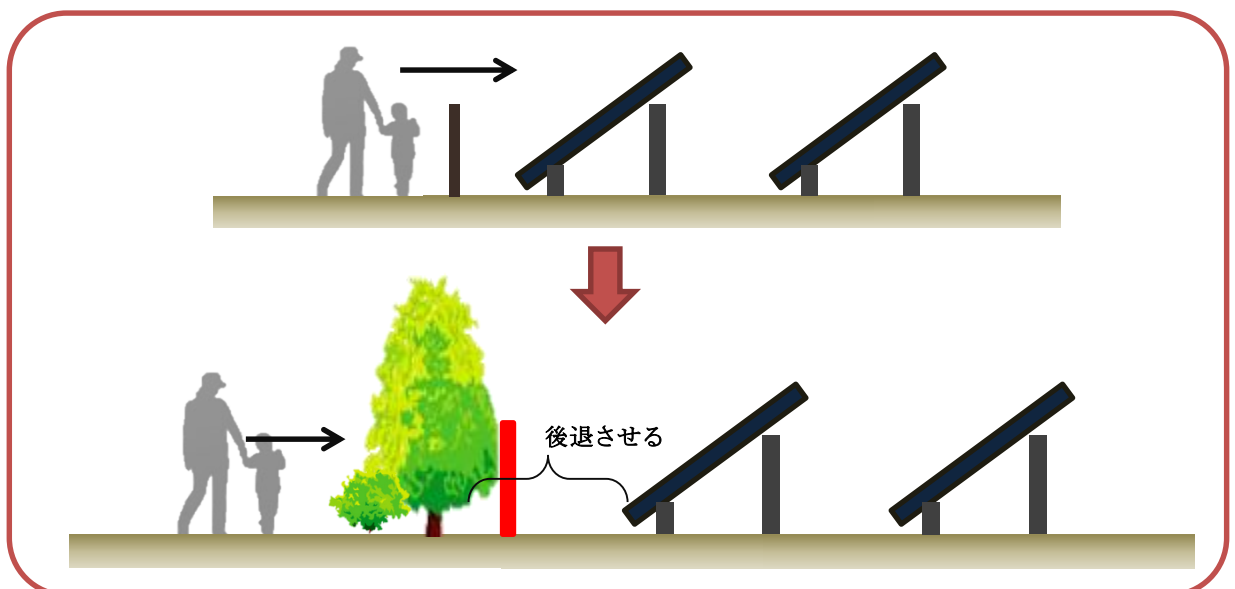
●設置方法等

- ① 太陽光発電施設の最上部は出来る限り低くして周辺景観に馴染むようにする。
- ② 歩行者及び周辺の景観に影響のあるものは、敷地境界から出来る限り後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施すようにする。
- ③ 道路等から見た場合に周辺の景観を阻害しないよう、分割して小さなブロックの配置にするなどの配置の工夫や、植栽等により修景を施すようにする。
- ④ 歴史的、文化的に価値の高い施設及びその周辺から望見できないようにする。
- ⑤ 木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限にする。
- ⑥ 景観上重要な拠点については、電線類地中化等を施す。

例示1：高さを低くすることにより周囲への影響を抑える。

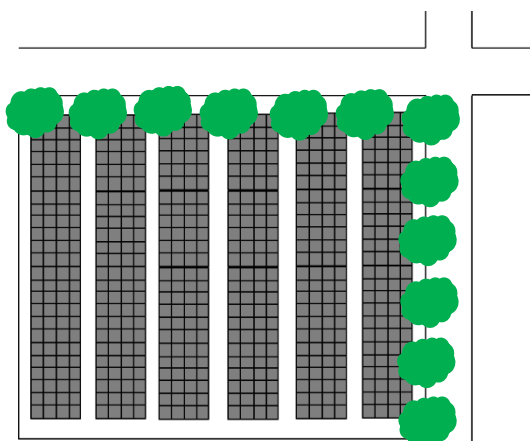


例示2：道路から後退させたり、植栽により目立たなくする。

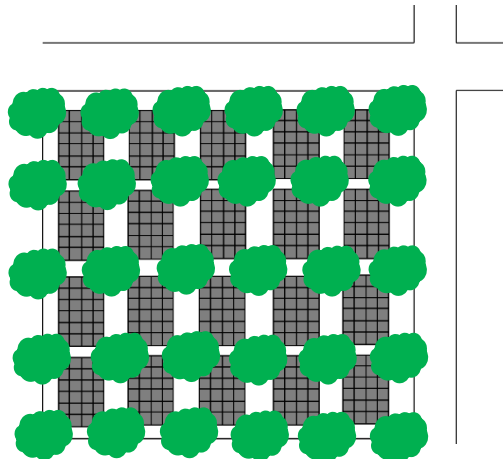


例示3：パネルを分散させることにより、威圧感や存在感が軽減されるようフェンスや植栽等を行い周辺に配慮する。

■一面的な配置



■分散させた配置



◆色彩

- ① 太陽光パネルの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
推奨色：ダークブラウン、ダークグレー
- ② 太陽光パネルの発電面は、低反射で、模様が目立たないものを使用する。また、文字等の表記はしない。
- ③ 太陽光パネルのフレームの色彩は、基本的にはパネル部分と同色とし、素材は低反射のものとする。
- ④ パワーコンディショナーや分電盤及びフェンス等の付属施設の色彩も、基本的には太陽光パネル等と同色とする。

例示

■推奨するパネル



■好ましくないパネル



※青みが強く結晶が目立つ



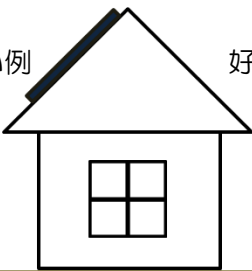
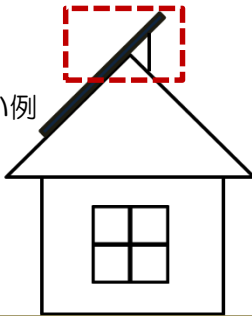
※模様が目立つ

◆建築物の屋根を使用又は屋上に設置する場合

建築物の屋根を使用したり、屋上に設置する場合は、建築物の一部とみなし、建築物の届出対象行為に該当する高さを超える場合には、届出の対象となります。

また、届出の対象とならない場合も次の点に配慮するよう周知を行います。

■建築物に該当する場合の留意事項

色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの色彩は、屋根などと一体に見える色相とし、明度・彩度の低いものか、黒色、濃紺色などで、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを使用しましょう。
設置等	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根に設置する場合は最上部が建築物の最上部を超えないように設置し屋根と一体化させましょう。 陸屋根に設置する場合は最上部を出来る限り低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させましょう。 <p>例示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>好ましい例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>好ましくない例</p>  </div> </div>

4. 景観法及び景観条例の位置づけ

「甲斐市景観条例」において太陽光発電施設を工作物と位置づけることにより、景観法第十七条の特定届出対象行為となります。

これにより、景観法の罰則規定が適用されるようになります。

5. 住民への説明

事業者は太陽光発電施設設置行為を行うにあたり、計画内容を隣接地権者及び区長等へ説明し合意形成を図り、理解を得た上事業を行うことが望ましい。